

指定介護予防訪問看護重要事項説明書

様が利用しようと考えている指定介護予防訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

1 指定介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

事業所名称	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会
代表者氏名	支部長 三嶋 理晃
本社所在地 (連絡先)	大阪府大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館内 電話 06-6763-0257 / FAX 06-6763-0250

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業者について

(1) 事業者の所在地等

事業所名称	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会中津病院訪問看護ステーション 社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会中津病院訪問看護ステーション サテライト田川 社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会中津病院訪問看護ステーション サテライト大淀
介護保険 指定事業者番号	大阪府指定 2764190076
事業所所在地	大阪府大阪市北区芝田2丁目10番39号 大阪府大阪市淀川区田川北2丁目5番31号 大阪府大阪市北区大淀南2丁目2番51号
連絡先 管理者氏名	電話06-6105-1341 / FAX 06-6372-0388 所長 石島 佳代子
事業所の通常の 事業実施地域	大阪市北区・淀川区・福島区・西淀川区

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場にたった適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする
運営方針	利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持の回復を図る

(3) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日～土曜日（日曜日、国民の祝日、12月31日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時～午後5時

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日曜日、国民の祝日、12月31日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時～午後5時

3 管理者・従業者の勤務体制

職種	職務内容	勤務体制	人員数
管理者	1. 主治医の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2. 法令等において規定されている指定介護予防訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について	常勤	1

	の指揮命令を行います。 3. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。		
指定介護予防 訪問看護職員	1. 指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。 2. 主治医の指示に基づく訪問看護計画を作成し、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3. 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4. 指定介護予防訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5. 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6. 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7. サービス担当者会議への出席等により、地域包括支援センターと連携を図ります。 8. 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護サービスを提供します。	常 勤 非常勤	人 人
事務職員	1. 必要な事務を行う。	常勤	

4 提供するサービスの内容と料金及び利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの種類	サ ー ビ ス の 内 容
(1) 療養上の世話・診療の補助	① 症状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれ予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置
(2) 訪問看護計画書に基づく指定介護予防訪問看護	
(3) 訪問看護報告書の作成	

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの料金とその利用料について

○基本料金 利用料は1割負担 2割負担は別紙参照

提供時間	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	料 金	利 用 料	料 金	利 用 料	料 金	利 用 料	料 金	利 用 料
指定介護 予防訪問 看護	3,369 円	337 円	5,015 円	502 円	8,829 円	883 円	12,120 円	1,212 円

○別途加算料

提供時間	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	料 金	利 用 料	料 金	利 用 料	料 金	利 用 料	料 金	利 用 料
早朝加算 (6～8時)	4,214 円	422 円	8,829 円	628 円	11,042 円	1,105 円	15,156 円	1,516 円
夜間加算 (18～22時)								
深夜加算 (22～6時)	5,059 円	506 円	7,528 円	753 円	13,243 円	1,325 円	18,181 円	1,819 円
予防緊急時 訪問看護 加 算	利用者又はその家族等からの電話相談などに常時対応できる体制で必要に応じて緊急訪問も行います。緊急訪問時には、そのときかかった時間に応じて単位数を算定させていただきます。 668 円/月							
予防特別 管理加算	加算 (I) 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や気管カニューレを使用している状態 胃瘻・経鼻経管栄養、ポート、24 時間持続点滴、腎瘻や膀胱瘻カテーテル、PTCD など 556 円/月							
	加算 (II) 経管栄養・中心静脈栄養・ストーマ・在宅酸素・重症褥創など 278 円/月							
長時間訪問 看護加算	特別管理加算の対象者で1回の訪問時間が1時間30分を超える場合 334 円/回							
複数名訪問	同時に2人の職員が訪問看護を行った場合							
	30分未満 283 円/回 30分以上 447 円/回							
初 回 加 算	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合。初回もしくは初回の指定訪問看護を行った月に算定する(過去2ヶ月において訪問看護の提供を受けていない場合) I 390 円 II 334 円							
退院時共同 指導加算	入院中に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行いその内容を文書により提出した場合 668 円							
看護・介護 職員連携 強化加算	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合 278 円/月							
ターミナル 加 算	① くなった日及び亡くなる日の前14日以内に2回以上ターミナルケアを実施 2,780 円 ②ターミナルケア計画及び支援体制について利用者及び家族に説明し同意を得てターミナルケアを実施							
サービス提供 体制加算 1	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護ステーションが指定訪問看護を行う場合に算定される 7 円							
看護体制 強化加算	医療ニーズの高い利用者への訪問看護体制を強化する観点と訪問看護の機能強化を図る観点から、都道府県知事の定める基準に適合しているとして届け出たステーションが訪問看護を行う場合に算定 112 円/月							
専門管理 加算	専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が月1回以上指定訪問看護を行うとともに計画的な管理を行った場合に算定 278 円/月							
口腔連携 強化加算	看護師等が利用者の口腔の健康状態の評価を実施し利用者の同意を得て、歯科医療機関と介護支援専門員に対し評価の結果を情報提供した場合に算定 56 円/月							

※ 提供時間数は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間数によるものとします。

5 その他の費用について

①交通費	通常の事業の実施地域以外で自動車を使用した場合の交通費（1回につき） ・事業所から片道 5 km未満 500 円 ・事業所から片道 5 km以上 8 km 1,000 円 ・上記以外 実費
②キャンセルについて	キャンセルは訪問3時間前までに連絡してください。 通知がなかった場合は、全額お支払いを請求します。 ただし、やむを得ない事情の場合はこのとおりではありません。
③サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	無償で利用させていただきます。

6 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

①利用料、その他の費用請求	ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月中旬までに利用者宛にお届けします。
②利用料、その他の費用の支払い	ア 内容をご確認のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ※ 事業指定口座からの引落 ※ 事業指定口座への振込 ※ 現金払い イ お支払い確認の後に、領収書をお渡しします。再発行はいたしませんので保管をお願いいたします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただきます。

7 虐待防止について

- ①事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(済生会中津病院「虐待防止委員会」)に委員として参加するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備をします。
 - (3) 虐待防止するための定期的な研修を実施します。
テレビ電話などオンラインでの研修参加ができるもの
年1回以上の研修実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
虐待防止に関する責任者及び担当者は事業所管理者とします。
 - (5) 実施した研修について実施内容及び出席の記録と保管します。
 - (6) 新任職員への研修は入職後2か月を目処に実施します。
- ②事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

8 身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束などを行ってはなりません。身体的拘束などを行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9 業務継続計画の策定等

- ① 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成し従業者に周知します。
- ② 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- ③ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

10 衛生管理等

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための委員会を開催します。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成します。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。
- ④ 看護職員などの清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ⑤ 指定訪問看護事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努めます。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者およびその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。 従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示する事とし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の達成のために必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

12 身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた際は、いつでも身分証を提示します。

13 心身状況の把握

指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 地域包括支援センターとの連携

- ① 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、地域包括支援センター及び保険医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供にあたり、「訪問看護報告書」の写しを、利用者の同意を得た上で地域包括支援センターに速やかに送付いたします。

15 サービス提供の記録

- ① 指定介護予防訪問看護の実施毎に、そのサービスの提供日、内容及び利用料等をサービス提供の終了時に利用者の確認を受ける事とします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定介護予防訪問看護の実施毎に、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求する事ができます。

16 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う指定介護予防訪問看護の提供により、事故が発生した場合には、速や

かに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った指定介護予防訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

17 ハラスメント対策について

事業所は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

18 緊急時の対処方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名	
	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	

19 苦情処理について

(1) 苦情処理の手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行ないます。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行ないます。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

(2) 苦情処理体制及び、苦情相談窓口、苦情・相談の連絡先

【事業者の窓口】 社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部 大阪府済生会 中津病院訪問看護ステーション	所在地	〒560-0012 大阪府大阪市北区芝田2丁目10番39号
	電話	06-6105-1341
	受付時間	午前9時から午後5時まで 月曜日～土曜日
	相談担当者	石島 佳代子
【市町村の窓口】 大阪市北区保健福祉センター 地域保健福祉担当(介護保険)	所在地	〒530-8401 大阪府大阪市北区扇町2-1-27
	電話	06-6313-9859
	受付時間	午前9時から午後5時15分まで 月曜日～金曜日
大阪市淀川区保健福祉センター 地域保健福祉担当 (介護保険)	所在地	〒532-8501 大阪府大阪市淀川区十三東1-18-21
	電話	06-6308-9859
	受付時間	午前9時から午後5時15分まで 月曜日～金曜日
大阪市福島区保健福祉センター 地域保健福祉担当 (介護保険)	所在地	〒553-8501 大阪府大阪市福島区大開1-8-1
	電話	06-6464-9859
	受付時間	午前9時から午後5時15分まで 月曜日～金曜日
大阪市西淀川区保健福祉センター 地域保健福祉担当 (介護保険)	所在地	〒555-8501 大阪府大阪市西淀川区御幣島1-2-10
	電話	06-6478-9859
	受付番号	午前9時から午後5時15分まで 月曜日～金曜日
大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課 指定・指導グループ(介護保険)	所在地	〒541-0055 大阪府大阪市中央区船場中央3-1-7-331(船場センタービル7号館3階)
	電話	06-6241-6310

	受 付 時 間	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで 月曜日～金曜日
豊中市健康福祉部福祉事務所 高齢介護課	所 在 地	〒561-8501 豊中市桜塚 3-1-1
	電 話	06-6858-2837
	受 付 時 間	午前 9 時から午後 5 時 15 分まで 月曜日～金曜日
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地	〒540-0028 大阪府中央区常磐町 1-3-8 中央大通 FN ビル内
	電 話	06-6949-5418
	受 付 時 間	午前 9 時から午後 5 時まで 月曜日～金曜日

(3) 担当看護師の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当看護師の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談下さい。	相談担当者名	石島 佳代子
	電 話	06-6105-1341
	受 付 時 間	午前 9 時から午後 5 時まで
	窓 口 の 名 称	中津病院訪問看護ステーション

※ 担当看護師の変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

20 指定介護予防訪問看護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお聞きした日常生活の状況や利用意向をもとに作成したものです。
- 契約締結後のサービス提供は、この内容に基づく「指定介護予防訪問看護計画書」を作成の上で実施しますが、状況の変化、意向の変動などにより、内容変更を行うことも可能です。

(1) サービス提供責任者（指定介護予防訪問看護計画作成者）

氏 名 _____ (連絡先: _____)

(2) 提供予定の指定介護予防訪問看護の内容と料金

曜 日	訪 問 時 間 帯	サ ー ビ ス 区分・種類	サ ー ビ ス 内 容	介 護 保 険 適 用 有 無	料 金 (円)	利 用 料 (円)
月						
火						
水						
木						
金						
土						
1 週あたりの利用料（見積もり）合計額						

(3) その他の費用

①交通費	指定介護予防重要事項説明書 5 その他の費用について記載のとおり
②キャンセル料	指定介護予防重要事項説明書 5 その他の費用について記載のとおり
③光熱費	指定介護予防重要事項説明書 5 その他の費用について記載のとおり

(4) 1ヶ月あたりの利用者負担額（利用料とその他の費用の合計）のめやす

利用者負担額のめやす額	(円)
-------------	-----

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

2 1 指定介護予防重要事項説明の年月日

この指定介護予防重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------------	----	---	---	---

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府大阪市中心区谷町 7 丁目 4 番 15 号 大阪府社会福祉会館内
	法人名	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会
	代表者名	支部長 三嶋 理晃
	事業所名	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会中津病院訪問看護ステーション 社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会中津病院訪問看護ステーション サテライト田川 社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会中津病院訪問看護ステーション サテライト大淀
	管理者名	所 長 石島 佳代子 印
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印